

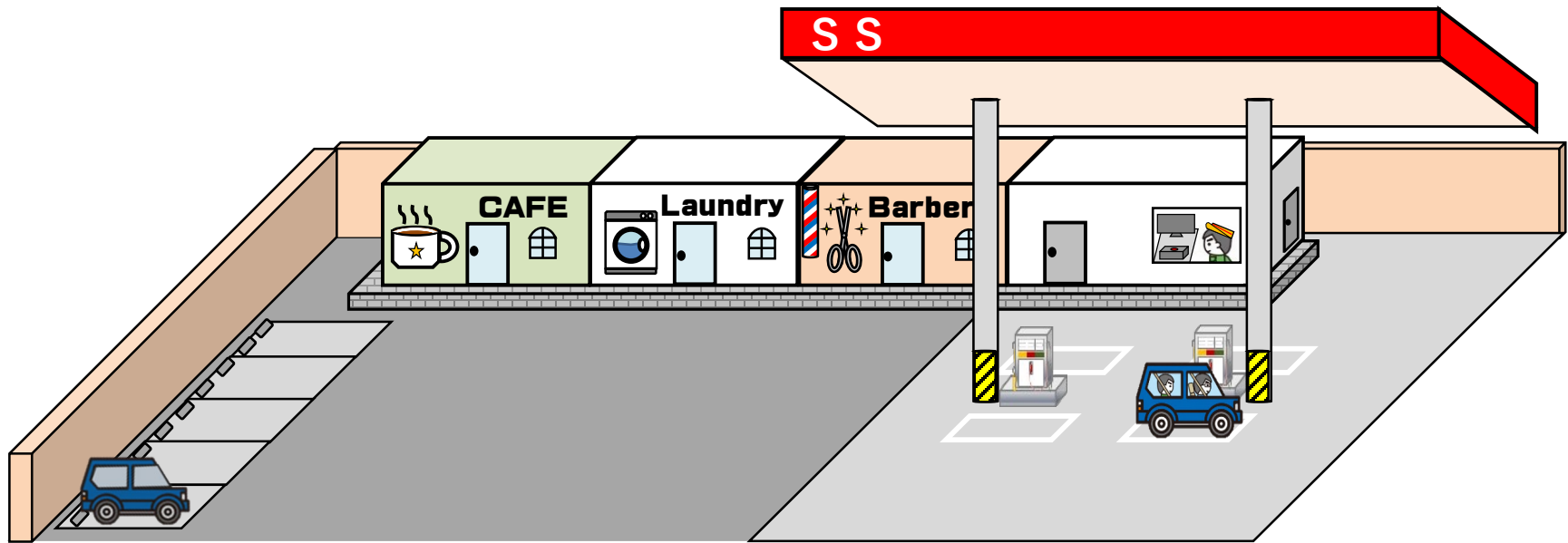
給油取扱所に設けることができる 建築物の用途の範囲の整理

消防庁危険物保安室

給油取扱所に設けることができる建築物の用途の範囲の整理

【検討目的】

給油取扱所には、給油等のために給油取扱所に出入りする者を対象とした店舗、飲食店または展示場が設置できるとされており、美容室・理容室、コインランドリー、喫茶店等を例示してきたところであるが、昨今の更なる業務の多様化に伴い具体的な実例・ニーズが増えてきたことを鑑み、給油取扱所の特性や建築物の構造等を考慮した上で許容される建築物の範囲や安全対策を整理し、安全上問題がなければ建築物の用途を幅広く認めるべきではないか。



< 給油取扱所に設ける建築物のイメージ >

給油取扱所の特性等

1 給油取扱所の特性

- ① 給油及び注油行為は危険物取扱者又は危険物取扱者の立ち合いを受けた者により行われている。
- ② 営業用の給油取扱所には危険物保安監督者が定められており、火災等の災害が発生した場合は、作業者を指揮して応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関その他関係のある者に連絡することとされている。
- ③ 予防規程の作成義務があり、危険物の保安に関し必要な事項が定められている。

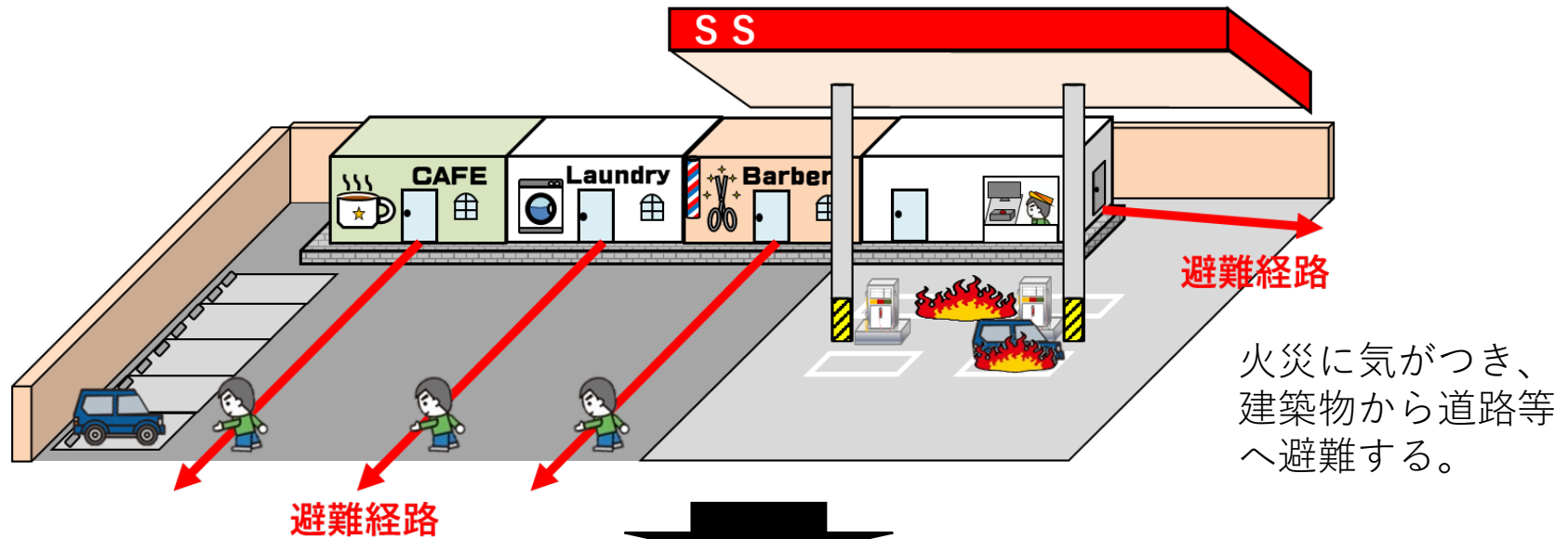
2 給油取扱所の建築物の構造規制等について

- ① 床面積の合計は避難又は防火上支障のないよう300㎡以下とされている。
- ② 建築物は壁、柱、床はり及び屋根は耐火構造又は不燃材料とされている。
- ③ 窓及び出入り口には防火設備が設けられている。
- ④ 固定給油設備及び固定注油設備からは少なくとも1 m以上の間隔が取られている。



これらの特性等を踏まえると、固定給油設備等から火災が発生した場合でも建築物の利用者に対する一定の安全性は担保されているものの、建築物の用途や利用状況によっては建築物の利用者の避難が困難になる場合が考えられることから、建築物の用途や利用状況に応じた安全対策を検討する。

給油取扱所の火災時における避難経路の想定



建築物の用途の特性や避難通路の状況により、逃げ遅れが発生する可能性がある。

- 1 自力避難困難者が多数利用する用途（病院、老人ホーム等） → このような用途は認めないこととしてはどうか。
- 2 特性により早期の避難が困難となる用途（旅館、カラオケボックス等） → 警報設備を設けることで早期の避難が可能ではないか。
- 3 多数の避難者が発生し、避難に支障が生じる場合 → 消防法や条例に基づく収容人員及び避難上必要な施設の管理を確実に行うことで逃げ遅れが発生する事態を防ぐことが可能ではないか。

検討が必要な建築物の用途の整理

1 自力避難困難者が多数利用する用途への対応

自力避難困難者が多数利用する用途については、病院、診療所、老人ホーム、障害者支援施設、保育所、幼稚園、特別支援学校等（消防法施行令別表第一(6)項に掲げる防火対象物の用途）が該当する。

➡ これらの用途については、引き続き**設置を認めないことが適切ではないか。**

2 特性により早期の避難が困難となる用途への対応

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ①不特定多数の者の就寝を伴う用途 | ((5)項イ 旅館、ホテル等) |
| ②火災に気づきにくく避難誘導も困難な用途 | ((2)項ニ カラオケボックス等) |
| ③密室構造を多く取り入れている用途 | ((9)項イ 蒸気浴場、熱気浴場等) 等 |

➡ これらの用途の建築物を設ける場合には、利用者に早期に火災を知らせるための**警報設備を設置し**、逃げ遅れを防ぐための対策を講じてはどうか。
その際、一般の防火対象物の設置基準を参考としてはどうか。

3 多数の避難者が発生し、避難に支障が生じる場合への対応

消防法や条例に基づく収容人員や避難上必要な施設の管理について、**予防規程で具体的に記載**させてはどうか。

これらの安全対策を講じた上で、給油取扱所に設置できる建築物の用途を包括的に認めてはどうか。

給油取扱所の建築物の面積制限の緩和について

給油取扱所に設けることができる建築物のうち、事務所、店舗等、自動車等の点検・整備を行う作業場の用途に供する床又は壁で区画された部分（給油取扱所の係員のみが出入りするものを除く。）の床面積の合計は300㎡以下とされている。ただし、屋内給油取扱所については、開口部のない耐火構造の床又は壁で給油取扱所の用に供する部分と区画することにより、300㎡を超える建築物を設けることが可能。

今後の給油取扱所における業務の多様化の需要拡大に鑑み、一律に面積制限をかけるのではなく床面積の合計の数値に応じた安全対策を求めている。

・床面積の合計が300㎡以下の場合



従前のおり。

・床面積の合計が300㎡を超える場合



屋内給油取扱所の基準を参考に建築物の安全対策を求めることとしてはどうか。

＜ 参考 ＞

屋内給油取扱所の基準の例

共通事項	消防法施行令別表第一(6)項に掲げる用途に供する部分を有しない建築物（自動火災報知設備を備えたものに限り）に設置すること
	屋内給油取扱所の用に供する部分を耐火構造とし、開口部のない耐火構造の床又は壁で他の部分と区画すること（上部に上階がない場合を除く）
	屋内給油取扱所の用に供する部分の1階の2方が自動車等の出入りする側等に面するとともに壁を設けないこと（一定の措置を講ずることによって1方の場合も認められる）
上部に上階がある場合に追加で必要な事項	専用タンクの注入口、固定給油設備等を延焼防止上安全な部分に設けること
	上階への延焼を防止するための措置（水平距離1.5m以上張り出したひさし等の設置）
	危険物の漏えいの拡大を防止するための措置（漏えい局限化設備・警報設備）

論点

- ① 屋内給油取扱所と同様に、給油取扱所の用に供する部分以外の部分に設置する消火設備等については、消防法第17条に基づく消防用設備等を設けることでよい。
- ② 給油取扱所の用に供する部分以外の部分の合計床面積、高さ、階数等の制限についてどうあるべきか

現行法令の整理（給油取扱所に設けることができる建築物について）

【危険物の規制に関する政令（抜粋）】

第十七条 給油取扱所（次項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

十六 **給油取扱所には、給油又はこれに附帯する業務のための総務省令で定める用途に供する建築物以外の建築物その他の工作物を設けないこと。**この場合において、給油取扱所の係員以外の者が出入する建築物の部分で総務省令で定めるものの床面積の合計は、避難又は防火上支障がないと認められる総務省令で定める面積を超えてはならない。

十七 前号の給油取扱所に設ける建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造るとともに、窓及び出入口（自動車等の出入口で総務省令で定めるものを除く。）に防火設備を設けること。この場合において、当該建築物の総務省令で定める部分は、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画され、かつ、防火上必要な総務省令で定める構造としなければならない。

【危険物の規制に関する規則（抜粋）】

第二十五条の四 令第十七条第一項第十六号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める用途は、次のとおりとする。

一 給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場

一の二 給油取扱所の業務を行うための事務所

二 **給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に出入する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場**

三 自動車等の点検・整備を行う作業場

四 自動車等の洗浄を行う作業場

五 給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所

2 令第十七条第一項第十六号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める部分は、前項第一号の二から第三号までの用途に供する床又は壁で区画された部分（給油取扱所の係員のみが出入りするものを除く。）とし、令第十七条第一項第十六号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める面積は、**三百平方メートル**とする。

3 令第十七条第一項第十七号及び同条第二項第七号の総務省令で定める自動車等の出入口は、第一項第一号、第三号及び第四号の用途に供する部分に設ける自動車等の出入口とする。

4 令第十七条第一項第十七号及び同条第二項第六号の総務省令で定める部分は、第一項第五号の用途に供する部分とし、令第十七条第一項第十七号及び同条第二項第六号の総務省令で定める構造は、給油取扱所の敷地に面する側の壁に出入口がない構造とする。

5 令第十七条第一項第十八号及び同条第二項第八号の総務省令で定める部分は、第一項第三号及び第四号の用途に供する部分とし、令第十七条第一項第十八号及び同条第二項第八号の総務省令で定める構造は、次のとおりとする。

一 出入口は、随時開けることができる自動閉鎖のものとすること。

二 犬走り又は出入口の敷居の高さは、十五センチメートル以上であること。

平成31年4月19日付け消防危第81号「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」

(給油取扱所に設ける建築物の用途について)

問6 管内事業所より、給油取扱所の建築物において、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、喫茶店、簡易郵便局、コインランドリー、宅配ボックスによる宅配物の取次等、様々な業務を行いたい旨の相談を受けている。

その可否については、規則第25条の4第1項第2号に定める用途に該当するかどうかにより判断することとなるが、当該用途に関し、「給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」(昭和62年4月28日付け消防危第38号。以下「38号通知」という。)第3の5(ウにおいて、「物品の販売若しくは展示又は飲食物の提供だけではなく、物品の貸付けのほか行為の媒介、代理、取次等の営業ができるものであり、これらの営業に係る商品、サービス等の種類については、従来行ってきたような制限はなくなるものである」とされ、「給油、灯油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出入する者を対象とする」とされているところである。このため、今般相談を受けている様々な業務についても、38号通知により判断すればよいと考えられるがいかがか。

答 お見込みのとおり。

なお、38号通知において示しているとおり、**給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出入する者を対象とする店舗、飲食店又は展示場の用途に供する部分であると認められる限り、これ以外の者がこの部分に入出入することは差し支えないことを念のため申し添える。**